

## 総合施設について

1. 総合施設モデル事業の評価について（中間まとめ）の概要・・・p 1
2. 総合施設の類型について・・・p 2
3. 総合施設モデル事業の評価について（中間まとめ）・・・p 3
4. 総合施設（仮称）について・・・p 12

## 総合施設モデル事業の評価について（中間まとめ）の概要

### 1 総論

- ・ 総合施設は、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供するとともに、すべての子育て家庭に対する支援を行う機能を備えるもの
- ・ 総合施設モデル事業は、①幼稚園と保育所が連携した型、②幼稚園が機能を拡充させた型、③保育所が機能を拡充させた型、④幼稚園・保育所のいずれの認可もない型、の4類型で実施
- ・ 総合施設の機能の質を確保する必要があることから、職員配置などについて一定の指針が必要。

### 2 職員配置及び職員資格について

		職員配置	職員資格
0～2歳		保育所と同様	保育士資格
3～5歳	共通の時間	学級単位(担任を配置)	幼稚園教諭 } 両資格併有が望ましいが、片方の資格のみの保有者も排除せず
	長時間児	個別対応が可能な体制	

### 3 施設設備について

- ・ 基本的には幼稚園・保育所のいずれの基準も満たすべき
  - 調理室については設置が望ましいが、既存施設については調理室の整備が困難な場合もあり、外部搬入方式を認める場合には、子どもの状態に応じた対応等につき、一定の条件付けが必要。
  - 運動場についても同一敷地内か隣接が望ましいが、近隣の公園などを運動場とすることを認める場合には、地域環境等一定の条件付けが必要。

### 4 教育・保育の内容

- ・ 総合施設の教育・保育の内容や運営に関するガイドラインを定めることが適当

### 5 子育て支援について

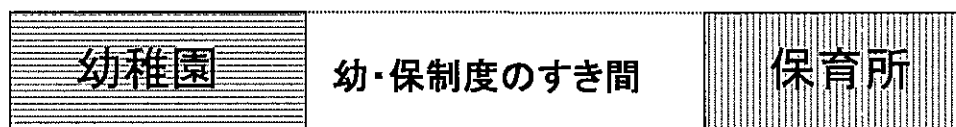
- ・ 子育て支援は総合施設の必須の機能とすべき

# 総合施設の類型について

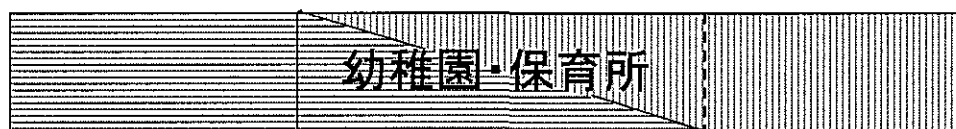
地域のニーズに応じて選択が可能に

総合施設（都道府県による認定）

現状

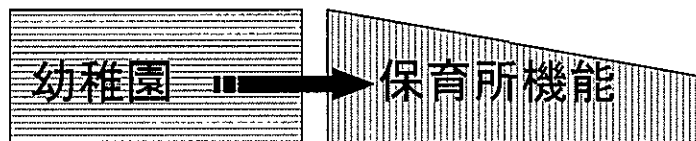


幼・保一体型



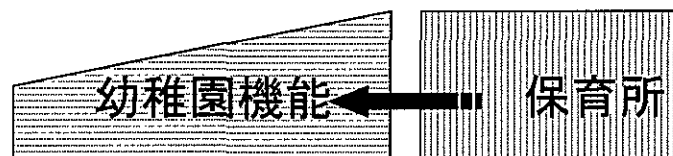
- ・幼稚園・保育所の基準を満たす
- ・定員規制の緩和(10人でも可能)

幼稚園の機能  
拡張型



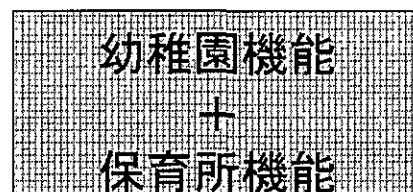
- ・保育所の基準を満たさなくとも保育所機能を持つことで認定

保育所の機能  
拡張型



- ・幼稚園の基準を満たさなくとも幼稚園機能を持つことで認定

自治体の単独  
施策型



- ・幼稚園・保育所いずれの基準も満たさなくとも、都道府県が保育所及び幼稚園の機能を持つことで認定

(例)東京都認証保育所が幼稚園機能を持つような場合

地域における子育て支援機能

総合施設の  
メリット

- ・親の就労の有無に関わらず施設利用が可能
- ・幼稚園と保育所の一体化・拡張により子どもの育ちの場を確保。運営も効率化
- ・既存の幼稚園の活用により待機児童が解消
- ・地域子育て支援が充実

## 総合施設モデル事業の評価について（中間まとめ）

平成17年12月9日

総合施設モデル事業評価委員会

「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議において、昨年末にその基本的な在り方について審議のまとめを行い、本年4月からモデル事業を実施しているところである。

本委員会においては、この総合施設の来年度からの本格実施に向けて、現在、全国35か所で実施しているモデル事業について、その職員配置、施設設備、教育・保育の内容等の評価を行ってきたが、3回にわたる議論を踏まえ、これまでの議論の整理を行うこととした。今後、教育・保育の内容などについてさらに議論を重ね、本年度末までに最終的なとりまとめを行う予定である。

### 1 総論

- 総合施設については、「審議のまとめ」において提言されたとおり、子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」を第一に考え、子どもの人間形成の基礎を培い、また、保護者や地域の子育て力を高めるために各種の支援を行う施設であるべきである。こうした理念を踏まえれば、総合施設は、親の就労の有無・形態等で区別することなく、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供する機能とともに、すべての子育て家庭に対する支援を行う機能を備えるものである。
- また、「審議のまとめ」において提言されたとおり、総合施設は、こうした機能を備えたサービス提供の枠組みであり、積極的に施設の新設を意図するものではない。
- 現在、モデル事業は以下の4類型で実施されている。
  - ① 幼保連携型（幼稚園と保育所が連携し一体的な運営を行うことで総合施設としての機能を果たすタイプ）
  - ② 幼稚園型（幼稚園が機能を拡充させることで総合施設としての機能を果たすタイプ）
  - ③ 保育所型（保育所が機能を拡充させることで総合施設としての機能を果たすタイプ）

④地方裁量型（幼稚園・保育所のいずれの認可もないが、地域の教育・保育施設が総合施設としての機能を果たすタイプ）

- 総合施設については、こうした多様な種類の施設があり得るので、地域の実情に応じて住民が選択して利用できる施設となることが期待されるが、いずれの類型をとった場合でも子どもの健やかな育ちを中心におき、総合施設に求められる機能の質を確保する必要がある。

このため、以下のような評価を踏まえつつ、地域の実情に応じた適切・柔軟な対応が可能となるよう、一定の指針を策定することが必要である。

## 2 職員配置について

- 0～2歳児については、保育所と同様に8時間程度利用する子どもが典型的な利用者と考えられるところである。

モデル事業実施施設からは、「保育所と同様の職員配置を現に行っている」、あるいは「こうした配置が本来望ましい」との回答がほぼすべてのモデル事業実施施設から得られている。これを踏まえれば、保育所と同様の職員配置とすることが望ましい。

- 3～5歳児については、0～2歳児の場合とは異なり、幼稚園と同様に4時間程度利用する子どもと保育所と同様に8時間程度利用する子どもが同時にいることを踏まえた配置とすることが適当である。

また、すべてのモデル事業実施施設において学級が編制されているところである。子どもの発達段階上、3～5歳児の場合は、子ども同士の集団による活動が中心となることを踏まえれば、総合施設における3～5歳児の4時間程度の共通の時間については、学級を単位とし、学級ごとに職員を確保することが適当であるが、8時間程度利用する子どもの中には登降園時刻が異なることも想定されるので個別の対応も必要であると考えられる。

- また、教育・保育の質の確保・向上を図るための日々の指導計画の作成や教材準備、研修等に必要な時間の確保については、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置など、施設ごとに様々な工夫により対応されていた。

また、総合施設においては幼児教育・保育・子育て支援等多様な業務が展開されるため、施設職員に対し園内・園外研修の幅を広げることが望まれる。

### 3 職員資格について

- 0～2歳児については、幼稚園にとってほぼ未経験の分野であり、多くのモデル事業実施施設においても保育士資格を有する者が配置されている。こうした状況を踏まえれば、0～2歳児については、保育士資格を有する者が従事することが望ましい。
- 3～5歳児については、モデル事業実施施設においては、教育・保育を担当する職員の7割が幼稚園教諭免許と保育士資格を併有している。特に学級担任は両資格の併有者がほとんどであるが、保育所型の施設を中心に保育士資格のみを有する者を充てている施設もある。一方、幼稚園教諭免許のみを有する者が長時間保育に従事している施設もある。こうした状況を踏まえると、3～5歳児については、両資格を併有することがより望ましいことはもちろんであるが、常に両資格の併有を義務付けるのではなく、学級担任には幼稚園教諭免許を求め、8時間程度利用する子どもの保育を担当する者には保育士資格を求めることを原則としつつ、他方の資格のみを有する者を排除することのないよう配慮することが望ましい。

### 4 施設設備について

- 園舎、保育室、運動場の広さについては、ほぼすべてのモデル事業実施施設が幼稚園・保育所のいずれの基準も満たしているところである。こうした状況を踏まえれば、基本的にはこれら双方の基準を満たすべきと考えられるが、既存施設が総合施設になることが困難とならないような対応が必要である。
- 給食についてはすべてのモデル事業実施施設が実施しているが、乳幼児の食事についてきめ細やかな対応を図り、食育を推進する観点から、調理室についてはその設置が望ましい。しかしながら、既存施設が総合施設になる場合、調理室を整備することは困難な場合もある。こうしたことから、モデル事業実施施設の中には外部搬入方式により給食を実施している施設もあるが、一部の施設については子どもの年齢に応じた給食の提供等の面できめ細やかな対応が行われていない状況も懸念されており、子どもの育ちに悪影響がないよう、十分な配慮が望まれる。従って仮に外部搬入方式をとることを認める場合でも、調理機能、栄養面、衛生面、個々の子どもの年齢・発達や健康状態に応じた対応等につき、一定の条件付けが必要と考えられる。

○ 運動場についても施設の同一敷地内にあるか隣接しており、専ら施設による利用が可能なものであることが望ましいが、モデル事業実施施設の中には、近隣の公園などを活用することで遊び場を確保している施設もある。こうした近隣の公園などを運動場とすることを認める場合でも、運動場としての機能を果たし得るかどうかなどという観点から、施設を取り巻く地域環境等一定の条件付けが必要と考えられる。

○ なお、低年齢児、特に0・1歳児は幼稚園にとって未経験の分野であり、遊具などを含め、幼稚園の施設設備を総合施設としてこうした子どもの利用に供する場合には、子どもの安全や発達の特性を考慮した環境の確保に特に留意する必要がある。

## 5 教育・保育の内容について

○ 利用時間の相違や幼稚園児・保育所児の別にかかわらず一貫したカリキュラムが必要であると考えられ、多くのモデル事業実施施設においてもこうしたカリキュラムを既に用いている。

従って、総合施設における教育・保育の内容については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえながら、子どもの1日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なることなどの総合施設に固有の事情も盛り込んだ総合施設の教育・保育の内容や運営に関するガイドラインを定めることが適当であると考えられる。

○ その際、同年齢保育と異年齢保育の両方を施設それぞれの工夫で適切に組み合わせていくことが望ましい。

○ また、小学校教育と適切に連携を図ることが必要である。

○ 併せて、総合施設における教育については、受験などを念頭に置いた知識の獲得を先取りするような、いわゆる早期教育を推進するものではないことについて周知していくことが求められる。

## 6 子育て支援について

○ ほぼすべてのモデル事業実施施設が何らかの子育て支援を実施しているが、その利用者からは「親子とも友だちをつくることができた」「職員への相談や、母親同士の会話を通じて子育ての悩みが解消された」など肯定的な評価が極めて多い。

このように、園児のみならず、在宅の子育て家庭を含めたすべての子育て

て家庭に対する支援の充実が求められており、子育て支援は、地域の様々な人々の参加も得つつ、総合施設が自ら取り組むべき必須の機能とすべきである。この際、「審議のまとめ」において提言されたとおり、単に親の育児を肩代わりするのではなく、親の育児力の向上を支援するものとする必要がある。

- モデル事業実施施設における子育て支援については、各施設で開催日数などにばらつきがあるが、保護者が利用したいと思ったときに利用可能な体制の確保が期待される。

その際、教育・保育に従事する職員が子育て支援に必要な能力を涵養していくことが望まれる。



## 総合施設モデル事業について

## 1 趣旨

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月閣議決定)において、就学前の教育と保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とするよう、平成18年度までに検討することが決定された。また、「規制改革・民間開放推進3カ年計画」(平成16年3月閣議決定)においては、総合施設の実現に向けて、平成17年度に試行事業を先行実施するなど様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行うこととされたところである。

さらに、「中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議」の審議のまとめにおいては、教育・保育の内容や職員配置、施設設備等の在り方について、試行事業を含めて引き続き検討していくことが適当であるとされたところである。

これらを踏まえて、平成17年度に総合施設モデル事業を実施し、その成果に基づき、総合施設の具体的な制度の設計を行うことにより、総合施設の円滑な実施に資する。

## 2 委託先

都道府県、指定都市及び中核市

※ モデル事業は、下記の内容で事業を担いうる幼稚園、保育所等において実施。

## 3 委託期間

委託を受けた日から平成18年3月31日までとする。

## 4 事業の実施

実施園は、「中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議」の審議のまとめを踏まえ、実施園において就学前の教育と保育を一体として捉えた教育・保育活動をモデル的に実施し、当該活動を通じて、教育・保育の内容や職員配置、施設設備等の在り方など、総合施設制度の実現に向けた課題等について、都道府県等と協力して調査研究を行う。

## ア 実施内容

- ① 就学前(0～5歳)の全ての子どもを対象とした教育・保育サービスを提供すること。ただし、0～2歳児については親子登園を行うことで、保育に代えることもできる。
- ② 8時間程度(3～5歳児については、4時間程度の共通の教育・保育時間を確保)の利用を希望するニーズにも対応した教育・保育サービスを提供すること。
- ③ 親について、親子の交流の場の提供や子育て家庭への相談や支援を行うこと。

## イ 実施形態

- ① 既存の幼稚園と保育所とが連携して実施【幼保連携型】  
原則として幼稚園と保育所の建物が合築又は併設。ただし、建物が離れていても施設の管理運営及び教育・保育が一体的に行われていれば可とする。
- ② 幼稚園に保育所的機能を附加して実施【幼稚園実施型】  
既存の幼稚園が附加的に保育サービスを提供する。
- ③ 保育所に幼稚園的機能を附加して実施【保育所実施型】  
既存の保育所が附加的に教育サービスを提供する。

## ウ 教育・保育の内容、職員配置

合同検討会議の審議のまとめを踏まえて設定。

〈教育・保育の内容〉幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿ったものとする。（3～5歳児については、4時間程度の共通の教育・保育時間の活動内容を各実施園に置いて工夫。なお、それらの活動内容については、幼稚園における教育に相当するものと位置付けることを想定。）

〈職員配置〉0歳児・・・概ね子ども3人につき1人以上

1～2歳児・・・概ね子ども6人につき1人以上

（又は0～2歳児を通じて概ね子ども3人～6人に1人の間）

3～5歳児・・・概ね子ども20人～35人に1人の間

## 3 本事業の経費の取扱い

- すべての実施園について、調査研究事業に要する経費を支出
- 私立施設において実施する場合、モデル事業実施のために新たに必要となる運営に要する経費を支出

## 総合施設モデル事業実施園 一覧表

都道府県	市区町村名	公・私別	設置者	施設名
北海道	登別市	私立	学校法人・登別市	白雪幼稚園 登別保育所
青森県	弘前市	私立	学校法人・社会福祉法人	柴田幼稚園 桜ヶ丘保育園
岩手県	水沢市	私立	社会福祉法人	駒形保育園
宮城県	仙台市	私立	学校法人	ろりぼっぶ幼稚園 ろりぼっぶ保育園
秋田県	平鹿町	私立	社会福祉法人	浅舞感恩講保育園
山形県	酒田市	私立	学校法人	アテネ幼稚園
福島県	二本松市	私立	学校法人	まゆみ幼稚園 中里保育所
茨城県	日立市	私立	学校法人	茨城キリスト教大学附属 聖児幼稚園日立園
群馬県	明和町	公立	明和町	明和町立明和幼稚園 明和町立明和保育園
埼玉県	岡部町	公立	岡部町	おかべ幼稚園 みらい幼児園おかべ
千葉県	柏市	私立	学校法人	くるみ幼稚園
東京都	品川区	公立	品川区	二葉すこやか園 二葉つぼみ保育園
東京都	新宿区	私立	社会福祉法人	エイビイシー保育園
神奈川県	横浜市	私立	学校法人・社会福祉法人	ゆうゆうのもり幼稚園・保育所
新潟県	塩沢町	私立	学校法人・社会福祉法人	金城幼稚園 わかば保育園
長野県	長野市	私立	学校法人	若穂幼稚園
岐阜県	各務原市	私立	学校法人・社会福祉法人	かわしま幼稚園 川島保育園
愛知県	豊田市	公立	豊田市	渡刈保育園
三重県	東員町	公立	東員町	東員町立三和幼稚園 東員町立みなみ保育園
滋賀県	守山市	私立	社会福祉法人	カナリヤ第4保育園

## 総合施設モデル事業実施園 一覧表

都道府県	市区町村名	公・私別	設置者	施設名
京都府	綾部市	私立	社会福祉法人	中筋保育園(中筋幼稚園)
大阪府	堺市	私立	学校法人	常磐会短大付属泉丘幼稚園
兵庫県	加西市	公立	加西市	賀茂幼稚園
奈良県	奈良市	公立	奈良市	帯解幼稚園・保育所
和歌山県	白浜町	公立	白浜町	白浜幼稚園
島根県	松江市	私立	学校法人・社会福祉法人	育英北幼稚園 たまち保育園育英北分園
岡山県	岡山市	私立	その他	だいいち子どもの国
広島県	広島市	私立	社会福祉法人	広島光明学園保育園
香川県	牟礼町	公立	牟礼町	はらこどもセンター (原幼稚園・東部保育所)
愛媛県	松山市	私立	学校法人	東松山幼稚園
高知県	南国市	私立	学校法人	ひまわり幼稚園
佐賀県	川副町	私立	学校法人	鳳鳴の里幼稚舎
長崎県	佐世保市	私立	学校法人・社会福祉法人	光の子グレース幼稚園 光の子保育園
熊本県	玉名市	私立	学校法人・社会福祉法人	大倉幼稚園 八嘉保育園
宮崎県	南郷町	私立	学校法人	立正幼稚園